

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年9月13日	令和6年9月24日	大阪市が（淀川区長が）【「▲▲」という人物に対して、「▲▲」が他界するまで差別扱いする旨の方針決定をした】ことについて、その、淀川区長決裁 大阪市長決裁 までの過程のわかる議事録等の開示を求める。 大阪市では、9年以上、引継ぎされていく方針の決定（決裁）を口頭では行わないため。 平成28年8月25日付の淀川区役所政策企画課課長（■■■）の文書内に、「区長も含めた決定」と記載あり。 2023年10月31日淀川区役所政策企画課課長代理が市議会議員に「御本人に向けての回答は今後しないことに部署内で共有している」と返答した。 「▲▲」とは、この開示請求者のこと。 「（平成28年7月22日に開示請求者が淀川区役所総務課人事担当職員に手渡した広聴職員についてのご意見）の回答を作成してほしい」と、2023年8月31日に、淀川区役所政策企画課に請求をしたら、2023年10月31日に「御本人に向けての回答は今後しないことに部署内で共有している」との返答がきた。 【私が大阪市から差別扱いされている事実】を知った。 令和2年8月14日大淀政第37号開示決定通知書より、平成28年7月22日のご意見は存在している。	不存在		淀川区役所	政策企画課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年9月23日	令和6年10月3日	山本淀川区長が、平成30年9月21日に、定例会常任委員会（財政総務委員会）で述べた見解文は、市民、職員、双方からききとりを行ってから作成される。その見解文を作成する過程に使った、【市民側からききとりをしたとされる文書】の開示を求める。 淀川区長は、市民と職員の中立的な立場にあるため。	公開請求拒否		淀川区役所	政策企画課